

福井工業高等専門学校キャンパス自立支援室規則

平成23年 2月9日規則第2号

改正 平成24年 4月 5日規則第 7号 令和元年 5月29日規則第21号
令和 2年 3月26日規則第79号 令和 4年 3月 8日規則第 6号

(設置)

第1条 福井工業高等専門学校に福井工業高等専門学校内部組織規則（昭和54年規則第2号）第18条第1項の規定に基づき、キャンパス自立支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、心身に障害がある学生（それと同等と認められる者を含む。）の教育上の合理的配慮及び学生生活の支援について審議し、その結果、支援が必要と認められる学生（以下「要支援学生」という。）の修学環境の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 要支援学生の支援のための基本的事項に関すること
- (2) 要支援学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関すること
- (3) 要支援学生の自立に向けての支援に関すること
- (4) 要支援学生の支援体制構築及び運用に関すること
- (5) 教員の要支援学生に対応する指導力の向上に関すること
- (6) その他要支援学生の支援に関し必要と認められること

(組織)

第4条 支援室に、次の各号に掲げる室員を置く。

- (1) 教務主事
 - (2) 学生相談室長
 - (3) 学生相談室員
 - (4) その他校長が必要と認めた者
- 2 支援室に室長を置き、教務主事をもって充てる。
 - 3 支援室に副室長を置き、学生相談室長をもって充てる。
 - 4 第1項第4号に掲げる室員は、校長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第4号に掲げる室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の室員に欠員が生じた場合の後任の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第6条 室長は、支援室の業務を掌理する。

- 2 副室長は、業務全般について室長を補佐し、また、室長に事故等があるときは、その職務を代行する。

3 第4条第1項第2号から第4号の室員は、支援室の業務を処理する。

(支援チーム)

第7条 室長は、要支援学生ごとに支援チームを設置する。

2 支援チームの構成は次のとおりとする。

(1) 要支援学生が本科 1～2 学年生である場合は、副室長、学生相談室員、当該学生の担任、学生所属の学科長、一般科目教室主任、及び室長が必要と認める教員とする。

(2) 要支援学生が本科 3～5 学年生である場合は、副室長、学生相談室員、当該学生の担任、学生所属の学科長、及び室長が必要と認める教員とする。

(3) 要支援学生が専攻科生である場合は、副室長、学生相談室員、専攻科長、学生所属の専攻主任、及び室長が必要と認める教員とする。

3 副室長または学生相談室員は、各支援チームを統括する。

4 室長は、支援チームを統括する副室長からの報告に基づき、その任を終えたと判断された時点でその支援チームを解散する。

(支援チームの業務)

第8条 支援チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 要支援学生の障害の状態を把握し、具体的支援計画を立案し実行すること

(2) 保護者との連携・協力体制を構築すること

(3) 学級内での理解の増進を図り学習環境を整えるための支援を行うこと

(4) その他要支援学生への支援に関すること

(支援記録の作成)

第9条 継続的な支援を図るため、支援チームは支援記録簿（別紙様式）を作成し、学生課は支援記録簿を管理する。

(事務)

第10条 支援室の事務は、学生課が処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月5日改正）

この規則は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月29日改正）

この規則は、令和元年5月29日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和4年3月8日改正）

この規則は、令和4年3月8日から施行する。

別紙様式（第9条関係）

支 援 記 録 簿

No.

学生氏名		記載日	(元号) 年 月 日
学科・学年		記載者名	
支援チーム			

1、現状・実態

2、課題

3、対応策・支援策

4、今後の支援目標・方針	5、その他の所見